

## 「プレキャスト製品を用いたトンネル監視員通路部」に関する公募

## 公募要領

## 1. 公募の目的

高速道路トンネルのリニューアル工事で実施しているインバート補強工事では、交通量の多い路線では1車線規制による半割断面施工を採用しており、長期化する規制時間の短縮や供用線に近接する狭小空間での作業の安全性の確保が求められている。その方策の一つとして、両側路肩部の円形水路や監視員通路の再設置工事について、従来の現場打ち施工にかわりプレキャスト製品を用いることで、施工時間の短縮化ならびに作業の効率化が図られる可能性がある。このため、既にいくつかの現場でも採用されているプレキャスト製品を用いた監視員通路部（堅壁および水路）の適用性、施工性、作業時間等に関する技術の公募を行い、活用可能と判断される技術は現場で積極的に採用することを目的としている。

## 2. 公募技術

## (1) 対象技術

「プレキャスト製品を用いたトンネル監視員通路部」

## (2) 応募技術の条件等

応募技術については以下の条件を満たすものものとする。

- 1) 応募技術の選定において、当社が定める第三者評価者に応募技術の内容を開示しても問題がないこと。
- 2) 選定された応募技術に関する諸元表を公表することについて問題がないこと。

## 3. 応募資格

- 1) 当該公募技術のプレキャスト製品を製造する者とする。
- 2) 応募者は、当社HPにて公表している東日本高速道路株式会社契約規定実施細則（平成17年10月1日細則第16号）第6条に該当しないものとする。

## 4. 応募方法

## (1) 資料の作成及び提出

応募資料は、別添応募資料作成要領に基づき作成し、提出方法は電子データによるE-mailでの送信とする。なお、ZIPファイルは弊社情報セキュリティの関係上受領不可とする。

電子データが合計10Mbを超える場合は大容量ファイル送信サービス等により送付のこと。

(2) 提出先

〒339-8979 埼玉県さいたま市岩槻区加倉 260

東日本高速道路株式会社 技術本部 総合技術センター T I ネットワーク事務局

E-mail : [TInetwork@e-nexco.co.jp](mailto:TInetwork@e-nexco.co.jp)

※E-mail の送付件名は以下のとおりとする。

「プレキャスト製品を用いたトンネル監視員通路部の応募」

なお、メール受領後、受領確認通知をメール送付する。

(3) 公募内容に関する問い合わせ及び通知元

問い合わせ先：

〒100-8979 東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビルディング

東日本高速道路株式会社 技術本部 技術・環境部 道路技術課

E-mail : [Dougi\\_TInetwork@e-nexco.co.jp](mailto:Dougi_TInetwork@e-nexco.co.jp) (提出先アドレスとは異なる)

※E-mail の送付件名は以下のとおりとする。

「プレキャスト製品を用いたトンネル監視員通路部に関する質問」

1) 問い合わせ期間：公募期間内

2) 問い合わせ方法：E-mail (自由様式)

5. 公募期間

常時

なお、審査・選定につきましては1年に1度程度を予定しており、応募から選定までに時間を要する場合がございますのでご了承ください。

6. ヒアリング

応募された技術に対してヒアリングを随時実施するものとする。ヒアリング実施日時、場所については、受領確認後別途通知するものとする。

7. 応募技術の選定及び公表

(1) 選定及び公表

応募技術は、応募資料やヒアリング等で確認するものとし、次の条件をすべて満たしている場合に選定し、適宜当社 HP にて公表するものとする。なお、選定、非選定については、HP 公表前に文書にて応募者に通知するものとする。

1) 2. 公募技術 (1) 対象技術に適合していること。

2) 2. 公募技術 (2) 応募技術の条件等に適合していること。

3) 3. 応募資格を満足していること。

4) 資料-2 応募資料作成要領に定める構造照査をすべて満足していること。

5) 様式-2-1 技術提案書において実現可能な技術および施工方法であることが確認

できること。

6) 応募資料に不備がないこと。

(2) 選定の取り消し

提出資料に虚偽の掲載内容があると判明した場合などに選定を取り消すことがある。

8. 費用負担

応募資料及び応募技術に関する追加資料の作成、提出及びヒアリングの費用は、応募者の負担とする。

9. その他

- (1) 応募された資料は、技術の選定及び公表以外に無断で使用することはない。
- (2) 応募された資料は返却しない。
- (3) 選定の過程において、応募技術に関する追加資料の提出を依頼する場合がある。
- (4) 本要領に定めない事項については、「資料-2 応募資料作成要領」によるものとする。
- (5) 会社概要の分かるものを「様式-2-1 技術提案書」に添付すること。